

## 国立大学法人大分大学電気保安規程

平成16年4月1日制定

### (趣旨)

第1条 国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）における電気工作物の工事，維持及び運用に関する保安を確保するため，電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）第42条第1項の規定に基づき，この規程を定める。

### (他の法令との関係)

第2条 法人の電気工作物の保安に関しては，消防法（昭和23年法律第186号），建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令又はこれに基づく特別の定めのある場合を除くほか，この規程の定めるところによる。

### (保安業務組織)

第3条 電気工作物の工事，維持及び運用に関する業務（以下「保安業務」という。）は，学長が総括管理する。

- 2 学長が指名する理事は，学長の監督の下に保安業務に関する事務を掌理し，保安業務に関する事務を調整する。
- 3 法第43条に規定する主任技術者には，法令及びこの規程に基づく保安業務の監督の職務を適格に遂行するために，施設担当課長の職にある者又は施設担当課の職員をもって充てる。
- 4 前項の規定にかかわらず，職員を充てることが困難な場合には，経済産業局と協議の上，相当の者を充てるものとする。なお，電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号。以下「施行規則」という。）第52条第2項の規定による委託契約を行うことができる。この場合において主任技術者に関する規定を準用する。
- 5 主任技術者が病気その他やむを得ない事由により職務の執行ができないときは，施設担当の職員のうちから適当と認められる者をもって職務を代行させる。

第4条 保安業務の分掌，保安業務を円滑に遂行するための指揮命令系統及び連絡系統並びに主任技術者を助け電気工作物に係る保安業務に従事する者は，別に定めるところによる。

### (主任技術者の参加等)

第5条 電気工作物に係る保安上に掲げる事項を，決定し，又は実施しようとするときは，主任技術者の意見を求めるものとする。

- (1) 重大な事故に関する事項
- (2) 災害対策に関する事項
- (3) 電気工作物の建設工事の計画に関する事項
- 2 法令に基づいて行う所管官庁に提出する書類の内容が保安業務に関係ある場合には，主任技術者の意見を求めるものとする。
- 3 所管官庁が法令に基づいて行う検査には，主任技術者を立ち合わせるものとする。

### (主任技術者の職務)

第6条 主任技術者は，学長が指名する理事の監督の下に次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 電気工作物にかかる保安教育に関すること。
- (2) 電気工作物の工事に関すること。
- (3) 電気工作物の保守に関すること。
- (4) 電気工作物の運転操作に関すること。
- (5) 電気工作物の災害対策に関すること。
- (6) 保安業務の記録に関すること。
- (7) 保安用器材の整備に関すること。

### (保安教育及び訓練)

第7条 主任技術者は、電気工作物の工事、維持又は運用に従事する職員に対し、必要な技能に関する教育を行うとともに、災害その他電気事故が発生した場合の措置等について必要に応じ指導し訓練を行う。

(工事の計画及び実施)

第8条 主任技術者は、電気工作物の安全な運用を確保するため、主要な補修工事又は改良工事について、計画し、又は実施しようとする場合には、あらかじめ学長の承認を求めなければならない。

2 電気工作物の工事は、主任技術者の監督の下にこれを行うものとする。

3 電気工作物に関する工事を、他の者に請負わせる場合は、責任の所在を明確にし、完成した場合には、主任技術者は保安上支障のないことを確認しなければならない。

(巡視、点検、測定)

第9条 保安業務上必要な巡視、点検及び測定は、別に定める基準により主任技術者がこれを計画的に実施する。

2 主任技術者が、電気工作物に係る保安のための点検及び測定が困難な場合は、他の者に請負わせ、又は施行規則第52条第2項の規定による委託契約を行うことができる。この場合においては、点検及び測定の結果について、受託者に報告書を提出させなければならない。

3 点検又は測定の結果、法令に規定する技術基準に適合しない事項が判明したときは、主任技術者は当該電気工作物を修理、改良又は移設若しくはその使用を一時停止、制限する等の措置を講じ、常に技術基準に適合するよう維持しなければならない。

(事故発生の防止)

第10条 主任技術者は、事故その他異常事態が発生した場合には、必要に応じ臨時に精密検査を行ない、その原因を究明するとともに事故防止に遺漏のないよう措置するものとする。

(運転又は操作)

第11条 電気工作物の運転又は操作に従事する関係職員は、機器の性能及び取扱方法を熟知し、常に安全確実に行わなければならない。

2 主任技術者は、電気工作物を安全確実に運転又は操作するため次に掲げる事項について定めておかななければならない。

(1) 平常時及び事故発生時における運転又は操作順序及び運転方法並びに指揮命令系統及び連絡系統

(2) 受配電室、電路等における監視要領

(3) 軽微な事故の修理、使用停止又は使用制限等の応急措置並びに報告又は連絡方法

(4) 緊急時に連絡すべき事項、連絡先及び連絡方法

3 受電用しゃ断器の操作に当たっては、必要に応じ関係電気事業者の事業所と連絡するものとする。

(防災対策)

第12条 災害その他非常災害に備えて、電気工作物に関する保安を確保するために、防災思想を関係職員に徹底し、応急資材を備蓄するとともに、災害発生時の措置に関する法人の体制をあらかじめ整備し、並びに学外の関係機関との協力体制及び連絡体制を整備しておくものとする。

第13条 災害発生時における電気工作物に関する保安確保のための指揮監督は、主任技術者が行うものとする。

(記録)

第14条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する記録は、別に定めるところによるものとする。

(責任の分界)

第15条 他の者の設置する電気工作物との保安上及び財産上の責任分界点は、法人と他の者との取決めによるものとする。

(危険の表示)

第16条 高圧電気工作物が設置されている場所等で危険のおそれのあるところには、注意を喚起するための表示を設けるものとする。

(手続書類の整備)

第17条 主任技術者は、関係官庁、電気事業者に提出した書類及び書面その他主要文書又はその写しは、必要期間保存しなければならない。

(雑則)

第18条 この規程に定めるもののほか、保安業務上必要な事項については、学長が定める。

2 この規程の改正又は前項に規定する定めを制定若しくは改正に当たっては、あらかじめ主任技術者の意見を求めて立案するものとする。

第19条 この規程の実施に関する業務は、財務部施設管理課において処理する。

附 則 (平成16年規程第66号)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年規程第47号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年規程第120号)

この規程は、平成18年10月17日から施行する。

附 則 (平成21年規程第80号)

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則 (平成24年規程第83号)

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

附 則 (令和4年規程第17号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。